

# 虐待防止のための指針

## 1. 紀宝町社会福祉協議会における考え方

虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、虐待の防止とともに虐待の早期発見・早期対応に努め、虐待防止に該当する次の行為のいずれも行わないこととする。

- ① **身体的虐待**：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。
- ② **放棄・放置**：利用者を衰弱させるような苦しい減食または長時間の放置、他の使用者による身体的虐待・性的虐待・心理的虐待に掲げる行為と同様の行為の放置、その他の利用者を養護するべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ **心理的虐待**：利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ **性的虐待**：利用者にワイセツな行為をすること、または利用者にワイセツな行為をさせること。
- ⑤ **経済的虐待**：利用者の財産を不当に処分すること。その他利用者から不当な財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止のための具体的な取り組み

### 虐待防止委員会の設置

虐待防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下、「委員会」という。）を設置するものとする。

委員会の構成は、本会職員（6名）、又は利用者本人及び家族（2名）、委員長が指名する者（3名以内）とする。

委員会は、年1回以上開催することとし、検討事項としては、主に下記のとおりとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備に関すること
- (2) 虐待防止のための職員研修に関すること
- (3) 虐待について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- (4) 職員が虐待等をした場合に、市町村への通報が迅速かつ適切におこなわれるための方法に関すること
- (5) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止に関するこ
- (6) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関するこ

また、委員会での検討内容の記録様式を定め、委員会の結果について全職員に周知する。

## 3. 虐待防止に関する職員研修の実施

### 虐待防止のための職員研修を年に1回以上実施します。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底します。研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、復命書を作成し保存します。

#### 4. 事業所内で発生した虐待報告方法等に関する基本方針

利用者本人および保護者、職員等からの虐待の通報があるときは、本指針に基づき対応する。

また、職員は虐待を発見した際、高齢者・障がい者虐待防止法に基づき、市町村に通報する義務があります。同時に虐待防止受付担当者に通報する。

#### 5. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めることとする。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には役職位の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の安全を優先することとする。

#### 6. 本会における虐待防止についての基本方針

- (1) 本会における虐待の種類を把握し、本指針に基づき対応していくこととする。
- (2) 本会で虐待を発見した際の対応について、虐待を受けたと思われる者を発見し、生命または重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報し、適切な対応をすることとする。
- (3) 虐待の対応方法について、事実確認、事情聴取、通知・改善計画の提出、話し合いの経緯を経て虐待防止マニュアルに基づき適切な対応をしていくこととする。

#### 7. 身体拘束の排除に関する基本指針

身体拘束適正化のための指針に記載のとおり。

#### 8. 利用者に対する本指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、本会事業所内で、掲示等するとともに、ホームページに掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにする。

令和5年3月23日

社会福祉法人  
紀宝町社会福祉協議会  
会長 木下 起査央